

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時にレンタル機材の供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（レンタル機材の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できるレンタル機材の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、レンタル機材の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（レンタル機材の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へレンタル機材を納入するものとする。

2 甲は、乙がレンタル機材の運搬を行うときは、レンタル機材の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係るレンタル機材を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（レンタル機材の対価等）

第7条 レンタル機材の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、

甲が負担するものとする。

2 レンタル機材の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、レンタル機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年9月10日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長

乙 北海道札幌市中央区大通東3丁目1番地19
株式会社カナモト
代表取締役社長